

白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の選定書

平成 19 年 6 月

株式会社 クリショ一

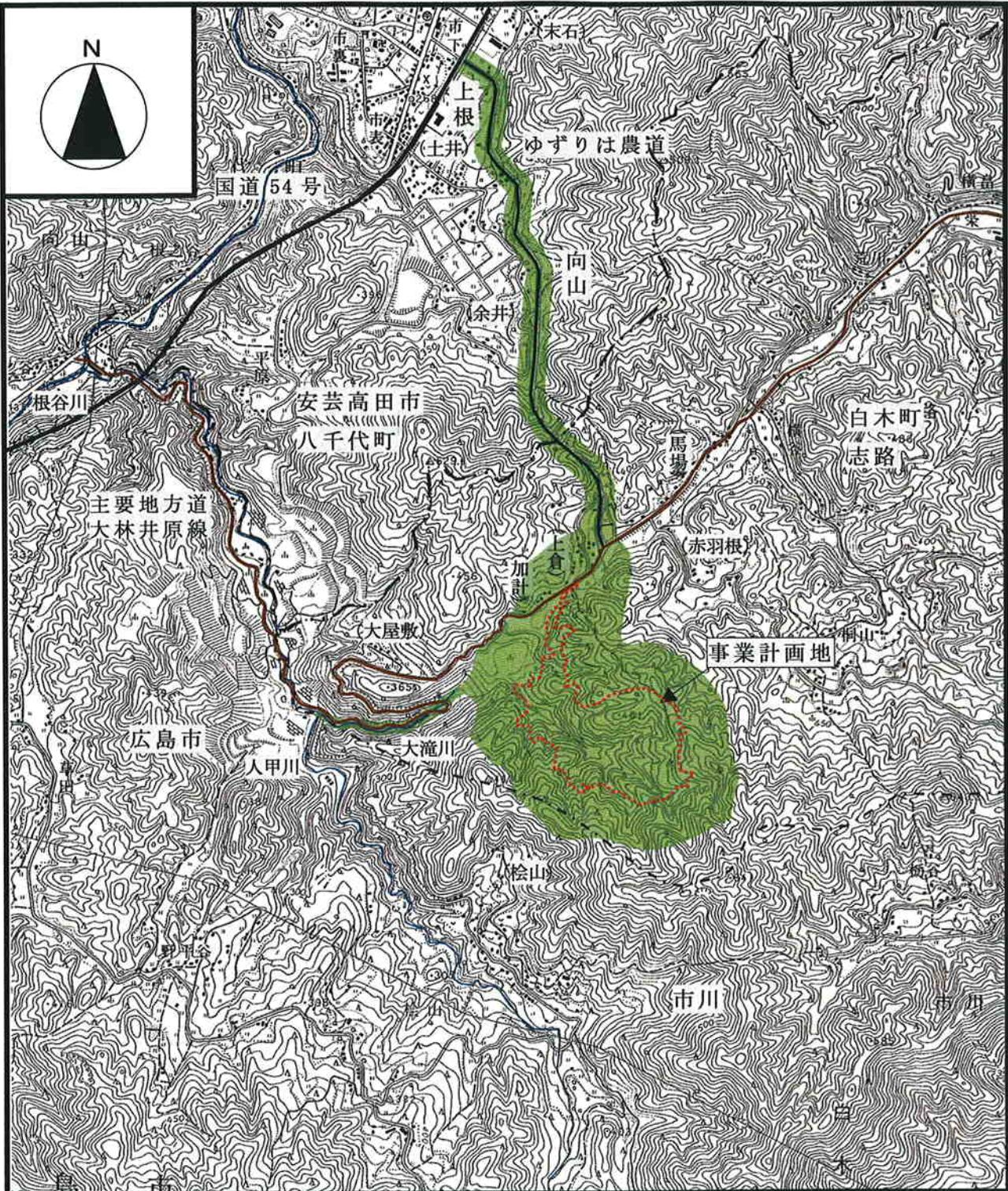
## 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

「広島市環境影響評価条例」（平成 11 年 広島市条例 30 号）に定められる環境影響を受ける範囲であると認められる地域について、実施計画書に対する市長意見及び環境影響評価の準備書を踏まえ、以下のとおり設定しました。

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
大気質	<p>【建設機械の稼動、廃棄物の埋立て】</p> <p>大気質については、直近民家前で影響は小さいことから、事業計画地内及び直近民家前までを環境影響範囲とした。</p> <p>【廃棄物搬入車等の走行】</p> <p>大気質については、搬入経路であるゆずりは農道の道路端で影響は小さいことから、道路の背後地への影響はほとんどなく、環境影響範囲は、ゆずりは農道に面する地域（道路から両側約 50m の範囲）とした。一方、国道 54 号の交通量は、大型車が約 2,000 台/日にも達し、国道 54 号を走行する廃棄物運搬車両の走行による影響はないと考えられることから、影響範囲はゆずりは農道に面する地域のみとした。</p>
騒音・振動	<p>【建設機械の稼動、廃棄物の埋立て】</p> <p>大気質と同様に、直近民家前での影響は小さいことから、事業計画地内及び直近民家前までを環境影響範囲とした。</p> <p>【工事及び廃棄物搬入車等の走行】</p> <p>大気質と同様に、搬入経路であるゆずりは農道の道路端での影響は小さいことから、道路の背後地への影響はほとんどなく、環境影響範囲は、ゆずりは農道に面する地域（道路から両側約 50m の範囲）とした。</p>
悪臭	<p>【廃棄物の埋立て】</p> <p>悪臭については、直近民家前で影響は小さいことから、事業計画地内及び直近民家前までを環境影響範囲とした。</p>
水環境	<p>【造成等の施工による一時的な影響】</p> <p>造成等の施工に伴う濁水による影響は大滝川・人甲川流域であり、人甲川流域には碎石場が多く存在するため、環境影響範囲は、人甲川の合流地点までとした。</p> <p>【廃棄物の埋立て】</p> <p>浸透水による影響は小さいことから、環境影響範囲は事業計画地内とした。</p>
動物・植物生態系	<p>【造成等の施工による一時的な影響、最終処分場の存在】</p> <p>事業計画地外では、動物・植物・生態系への影響が小さいことから、中型哺乳類の行動圏を基に、事業計画地内及びその周辺 200m<sup>注 1)</sup> を環境影響範囲とした。</p> <p>環境調査は、対象となる生息・生育環境を把握するため、事業計画地内及びその周辺 500m の範囲を実施した。</p>
景観	<p>【造成等の施工による一時的な影響、最終処分場の存在】</p> <p>主要な眺望地点はないが、事業計画地を眺望できる主要地方道大林井原線の沿道の一部を環境影響範囲とした。</p>
廃棄物等	<p>【造成等の施工による一時的な影響】</p> <p>建設廃棄物（伐採木、伐採根及び残土）については、事業計画地内のみで発生し、すべて再利用することから、環境影響範囲は事業計画地内とした。</p>

注 1) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年、面整備事業環境影響評価研究会）

以上のことから、本事業の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は別図に示すとおりです。（安佐北区白木町大字志路字上倉、加計、大屋敷、馬場、赤羽根、大字市川字桧山；安芸高田市八千代町向山字余井、土井及び上根字末石）



凡 例	
	環境影響範囲
-----	市境界
-----	大字境界



別図 環境影響範囲